

「ビジネスと人権」に関する行動計画「原案」

令和2年2月

第1章

行動計画ができるまで

1 「ビジネスと人権」に関する国際的な要請の高まりと行動計画の必要性

- (1) 経済発展における企業の役割の重要性が認識される一方、企業活動が社会にもたらす影響についても関心。
- (2) 「OECD多国籍企業行動指針」や「ILO多国籍企業宣言」の策定、国連グローバル・コンパクトの提唱といった中、国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持される。G7・G20の首脳宣言でも言及。
- (3) 企業も人権配慮を求める声への対応が求められている。企業自らが、事業における人権に関するリスクを特定して対策を講じる必要性。
- (4) 日本ではこれまで人権の保護に資する様々な立法措置・施策を実施し、企業はこれに対応。
- (5) 「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえ、一層の取組が必要との観点から、日本政府として行動計画を策定。

2 行動計画の位置付け

- (1) 「指導原則」、「OECD多国籍企業行動指針」、「ILO多国籍企業宣言」等を踏まえ作成。
- (2) SDGsの実現に向けた取組の一つと位置付け。

3 行動計画の策定を通じ目指すもの

- (1) 国際社会を含む社会全体の人権の保護・促進
- (2) 「ビジネスと人権」関連政策に係る整合性の確保
- (3) 日本企業の国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上
- (4) SDGsの達成への貢献

4 行動計画の策定プロセス

第2章

行動計画

1 基本的な考え方

- (1) 政府、政府関連機関及び地方公共団体等の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (2) 企業の「ビジネスと人権」に関する理解促進と意識向上
- (3) 社会全体の人権に関する理解促進と意識向上
- (4) サプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備
- (5) 救済メカニズムの整備及び改善

2 分野別行動計画

→詳細は次頁。

第3章

政府から企業への期待

政府は、その規模、業種等にかかわらず、日本企業が、国際的に認められた人権等を尊重し、「指導原則」やその他関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入することを期待。

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

行動計画期間は5年。毎年、関係府省庁連絡会議において実施状況を確認。ステークホルダーとの対話の機会を設ける。公表3年後に中間レビュー、5年後に見直し。

第2章 2. 分野別行動計画

(1) 横断的事項

ア. 労働（ディーセント・ワークの促進等）

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重（含む外国人労働者、外国人技能実習生等）

イ. 子どもの権利の保護・促進

- 児童労働撲滅に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の実施
- 紛争下の子どもの保護

ウ. 新しい技術の発展に伴う人権

- インターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権に関する議論の推進
- AIの利用とプライバシーの保護に関する議論の推進

エ. 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓蒙
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

オ. 法の下での平等（障害者、女性、性的指向・性自認等）

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向への理解・受容の促進
- 雇用分野等における平等な取扱い

カ. 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会に向けた外国人材の受入れ環境整備

(2) 人権を保護する国家の義務に関する取組

ア. 公共調達

- 「ビジネスと人権」に関連し得る調達ルールの徹底

イ. 開発協力・開発金融

- 開発協力・開発金融分野における環境社会配慮に係る取組の効果的な実施

ウ. 国際場裡における「ビジネスと人権」の推進・拡大

- 国際社会における「指導原則」の履行促進に努力
- 人権対話による「ビジネスと人権」の取組の推進
- 国際機関等のフォーラムにおける経済活動と社会課題の関係に関する議論への貢献
- 労働者など幅広い層の人々が恩恵を受けるEPA及び投資協定の締結に努力

エ. 人権教育・啓発

- 公務員に対する「ビジネスと人権」の周知
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく人権教育・啓発活動の実施
- 民間企業と連携・協力した人権啓発活動の実施
- 中小企業向けの啓発セミナーの継続
- 人権尊重を含む社会的課題に取り組む企業の表彰
- 教育機関等に対する、「行動計画」等の周知

(3) 人権を尊重する企業の責任を促すための取組

ア. 国内外のサプライチェーンにおける取組及び「指導原則」に基づく人権デュー・ディリジェンスの促進

- 業界団体等を通じた日本企業に対する「行動計画」の周知、人権デュー・ディリジェンスに関する啓発
- OECD多国籍企業行動指針の周知の継続
- 在外公館における海外進出日本企業に対する、行動計画等の周知等
- 「価値協創ガイダンス」の普及
- 女性活躍推進法に基づく情報公表の着実な実施
- 環境報告ガイドラインに則した情報開示の促進
- 海外の国際機関の活動への支援

イ. 中小企業における「ビジネスと人権」への取組に対する支援

- 「ビジネスと人権」のポータルサイトによる中小企業への情報提供
- 中小企業を対象としたセミナーの実施
- 取引条件・取引慣行改善に係る施策

(4) 救済へのアクセスに関する取組

司法的救済及び非司法的救済

- 民事裁判手続のIT化
- 警察官、検察官等に対する人権研修
- 日本NCPの活動の周知とその運用改善
- 人権相談の継続
- 個別法令等に基づく対応の継続・強化（労働者、障害者、外国人技能実習生を含む外国人労働者、通報者保護）
- 開発協力・開発金融における相談窓口の継続

(5) その他の取組

- 途上国における法制度整備支援
- 質の高いインフラ投資の推進（インフラ投資への社会的配慮の統合）